

○高浜市行財政改革市民会議設置要綱

令和8年4月1日

（設置）

第1条 高浜市の行財政改革の推進に向けて、幅広い見地から意見を求めるため、高浜市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について、委員の意見を収集及び集約し、報告するものとする。

- （1） 行財政改革プランの策定に関すること。
- （2） 行財政改革の実施状況に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、行財政改革の推進に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は、9人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 行財政について識見を有する者
- （3） 公募による市民
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員のうち1人は、前項第3号に掲げる者でなければならない。

（令和8年4月27日・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内で市長が定めた期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、前条第2項第3号に掲げる者を除く。

（会長及び副会長）

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後

最初の市民会議は、市長が招集する。

2 市民会議の会議は、会長が議長となる。

3 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 市民会議の会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、市民会議に諮って会議を非公開とすることができる。

2 市民会議の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、第1項ただし書の規定により会議が非公開とされるときは、速やかに退場しなければならない。

4 会長は、傍聴人が指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市長直轄組織行財政改革グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月27日)

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。